

④<<観光>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	天草市	定期航路事業に 該当しない、許可 の不要な不定期 航路事業の運航 日数の制限に係 る取扱変更	対象海域において、許可の 不要な不定期航路事業によ る年間運航日数(3日以内)の 拡大		海上運送法	定期航路事業に該当しない、許可の 不要な不定期航路事業の運航日数 の制限に係る取扱を変更する。	国土交通省	<p>旅客定員が13人以上の一定の航路については、原則として海上運送法に基づく事業の許可が必要となっておりますが、「年間3日」以内であれば、届出でよいと運用しているところです。</p> <p>その中で、2019年よりインバウンド船旅活性化振興制度を創設し、一定の条件を満たし、地方運輸局等の承認を得た上で、「年間30日まで」事業の届出による運航を可能としてきたところです。</p> <p>現在、国土交通省では、知床遊覧船事故を受け、安全対策の強化のため、2023年5月に海上運送法を改正したところです。今後、届出制度が廃止となり、2025年度までには登録制度に移行し、事業参入時のチェック強化を行うこととなっております。インバウンド船旅活性化振興制度の今後の在り方については、検討を行っているところです。</p> <p>長期間に及ぶ運航は、安全をしっかりと担保する観点からも許可を取得していただき、事業を行っていただきたいと考えております。事業を行う方が許可を取得するに当たってお困りのことがございましたら、管轄の地方運輸局等にご相談いただきたいと思います。</p>